

昭和六十二年法律第三百三号

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定めるとともに、流通食品に毒物を混入する等の行為を処罰することにより、国民の生命又は身体に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の平穏と安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「流通食品」とは、公衆に販売される飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号。次項において「医薬品医療機器等法」という。)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。)をいう。

二 この法律において「毒物」とは、次に掲げる物をいう。

一 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)別表第一及び第二に掲げる物(医薬部外品を除く。)

二 医薬品医療機器等法第四十四条第一項又は第二項の規定により厚生労働大臣が指定した医薬品

三 前二号に掲げる物以外の物で、その毒性又は劇性が前二号に掲げる物の毒性又は劇性に類似するもの

(国の施策等)

第三条 国は、流通食品に毒物が故意により混入され、添加され、若しくは塗布されること又は毒物が混入され、添加され、若しくは塗布された飲食物が故意により流通食品と混在させられること(以下「流通食品への毒物の混入等」という。)を防止するため必要な施策を総合的に講ずるよう努めなければならない。

二 地方公共団体は、國の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

三 流通食品の製造(採取及び加工を含む)、輸入又は販売を業とする者(以下「製造業者等」という。)は、流通食品への毒物の混入等の防止に努めるとともに、國又は地方公共団体が講ずる施策に協力するものとする。

(警察官等への届出)

第四条 製造業者等は、その営業に係る流通食品につき、流通食品への毒物の混入等があつたこ

とを知つたときは、直ちにその旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

海上保安官に届け出なければならない。

(捜査機関への協力)

第五条 製造業者等は、その事業に係る流通食品についての流通食品への毒物の混入等に関する情報を、捜査機関が円滑に行われるよう、捜査機関に對し、必要な協力をしなければならない。

(関係行政機関への通報)

第六条 警察官又は海上保安官は、流通食品への毒物の混入等があつた場合(その疑いがある場合を含む。以下同じ。)又は流通食品への毒物の混入等のおそれがある場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するものとする。

(流通食品への毒物の混入等の防止のための指導又は助言等)

第七条 主務大臣は、流通食品への毒物の混入等のおそれがあると認めるときは、製造業者等に對し、当該流通食品への毒物の混入等の防止のためとするべき措置に関する必要な指導又は助言をすることができる。

二 主務大臣は、流通食品への毒物の混入等があつた場合において特に必要があると認めるときは、製造業者等に対し、当該流通食品又は飲食物につき必要な措置をとることを求めることができる。

三 関係行政機関は、前二項の規定の実施について、主務大臣に協力するものとする。

四 前二項の主務大臣は、当該流通食品の流通を所掌する大臣とする。

五 前二号に掲げる物以外の物で、その毒性又は劇性が前二号に掲げる物の毒性又は劇性に類似するもの

(国の施策等)

第六条 国は、流通食品に毒物が故意により混入され、添加され、若しくは塗布されること又は毒物が混入され、添加され、若しくは塗布された飲食物が故意により流通食品と混在させられること(以下「流通食品への毒物の混入等」という。)を防止するため必要な施策を総合的に講ずるよう努めなければならない。

二 地方公共団体は、國の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

三 流通食品の製造(採取及び加工を含む)、輸入又は販売を業とする者(以下「製造業者等」という。)は、流通食品への毒物の混入等の防止に努めるとともに、國又は地方公共団体が講ずる施策に協力するものとする。

(警察官等への届出)

第四条 製造業者等は、その営業に係る流通食品につき、流通食品への毒物の混入等があつたこ

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は一年以上の懲役に處する。

第一項の罪の未遂罪は、罰する。

法律第四十五号の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

第一項又は第三項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕する。

第二項 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一項又は第三項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕する。

第二項 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者が罰するほか、その法人又は人に對しても、同項の刑を科する。

附則 (平成二五年一二月一三日法律第

二〇三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者が罰するほか、その法人又は人に對しても、同項の刑を科する。

附則 (平成二五年一二月一三日法律第

二〇三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六十日を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成二五年一二月一三日法律第

二〇三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六十日を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成二五年一二月一三日法律第

二〇三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年一二月一三日法律第

二〇三号) 抄

に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれとの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百四十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百四十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百五十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百五一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一百五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

法律の規定によりなお從前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。